

【新穂就業改善センター】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月 25 日制定

令和2年9月 25 日改定

佐渡市農業政策課

新型コロナウイルス感染拡大防止と新穂就業改善センター(以下「当施設」という。)を活用した市民生活維持の両立をするために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、当施設利用における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間

6月1日から当面の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、当施設の規模や利用の形態を十分に踏まえて、施設内及びその周辺地域において、職員及び施設管理等の業務を受託する者(以下「職員等」という。)並びに施設利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

なお、佐渡市の対応方針がレベル4になった場合は施設を原則閉鎖する。再開については、感染拡大状況に応じて判断する。

(1) 施設使用における感染防止対策

- ① 対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)
- ② 館内各室の着席数の制限(椅子の数を減らして間隔をあける、互い違いに着席する等)。

- ③ その他必要な感染症予防対策
- ④ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は、施設使用に係る申請者(以下「主催者」という。)に対して、事業の自粛を促す。

(2) 利用者の安全確保のために実施すること。

- ① 次の項目に該当する方の利用は控えるよう周知する。
 - ・37.5 度以上(又は平熱比1度以上)の発熱がある場合
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ② 過去2週間以内に感染流行地(※)への訪問歴がある方がいる場合は、特に健康状態の把握を入念に行った上で施設を利用するかどうかの判断をするよう、主催者に申し入れをする。
- ③ 参加者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、主催者に対して参加者名簿の提出を求める。また、主催者には、参加者の情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ④ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ⑤ 備品等の貸出物については十分な消毒を行うものとするが、十分な消毒が行えない場合は、貸出を行わないこととする。

(※)感染流行地…直近の1週間で10万人当たり2.5人以上の新規感染者が確認された地域を目安とする(厚生労働省基準)。

(3) 職員等の安全管理のために実施すること

- ① 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に37.5度以上(又は平熱比1度以上)の熱が記録された場合や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。
- ② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ③ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) 施設利用に当たって特に留意すべきこと。

- ① 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ② 各部屋において、対人距離を確保できる人数に制限する。
- ③ 施設利用中に感染が疑われる者がいた場合、以下のとおり対応する。
 - ・速やかに別室へ隔離を行う。
 - ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - ・感染が疑われる者が利用していた部屋の換気を行う。

- ・主催者は保健所に連絡し、保健所からの指示を受ける。
- ・感染が疑われる者と接触した職員等及び利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

(5) 施設管理

- ① 清掃、消毒、換気を実施する。
- ② 特に、他者と共有する物品(ペンなど)やドアノブなど手が触れる場合は定期的に消毒を行うとともに、手が触れる機会が最低限となるよう工夫する。(例:ドアを開けておく。)
- ③ 高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど)については、定期的に消毒を行う。

(6) 調理実習室

- ① 換気を徹底する。
- ② 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ③ 調理室等を利用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- ④ 調理実習後飲食をする場合には、最低1m(できるだけ2mを目安に)間隔をあけて座席を配置し、対面での飲食とならないよう席の配置を工夫する。

(7) トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所(便器、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

(8) 広報・周知

職員等及び利用者に対して、次の事項を周知する。

- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応

施設利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下にご協力をお願いします。

利用前のチェック事項

- 次に該当する方がいる場合は、施設の利用を控えてください。
 - ・37.5度以上（又は平熱比1度以上）の発熱がある方がいる場合。
 - ・息苦しさ、強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方がいる場合。
 - 過去2週間以内に感染流行地（※）への訪問歴がある方がいる場合は、特に健康状態の把握を入念に行った上で施設を利用するかどうかの判断をしてください。
 - 施設内にも掲示してある「新しい生活様式」に従い、感染症予防に努めてください。
- （※）感染流行地…直近の1週間で10万人当たり2.5人以上の新規感染者が確認された地域を目安とします（厚生労働省基準）。

利用時のチェック事項

- 参加者全員の名簿を作成してください。 ※名簿は保健所等に提供する場合があります。
- 利用時は窓を2か所以上開け、必ず換気をしてください。
- 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）以上あけてください。
- 真正面での会話、飲食を避けてください。
- 施設利用中に感染が疑われる方がいた場合、速やかに別室に隔離し、施設管理者に指示を仰いでください（佐渡市農業政策課 電話0259-63-5117）。

利用後のチェック事項

- 利用後は、備品等の消毒にご協力ください。施設に消毒器具を用意しています。
(机、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、蛇口等は必ず消毒願います。)
- 利用完了後速やかに、作成した参加者名簿を施設担当者に提出してください。

参加者名簿

利用団体：

利用日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

	氏名	緊急連絡先		氏名	緊急連絡先
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※参加者全員の氏名・緊急連絡先（電話番号）を記入してください。

※提供いただいた個人情報は佐渡市において適正に管理するほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健所等公的機関の求めに応じて提供することがあります。参加者の皆様にもその旨を周知の上、ご記入ください。